

## 銀行法等の一部を改正する法律案要綱

内外の金融情勢の変化に対応し、金融資本市場の構造改革を促進する必要性にかんがみ、預金者等の利便性の向上に資するため、銀行代理店制度について見直しを行い、預金の受入れ、資金の貸付け、為替取引等を内容とする契約の締結の代理又は媒介を営業として行う銀行代理業制度等を創設するとともに、子会社規制の緩和を行う等、所要の措置を講ずるため、銀行法等の一部を改正することとする。

### 一 銀行法の一部改正（第1条関係）

#### 1. 定義

銀行代理業を銀行のために預金又は定期積金等の受入れ、資金の貸付け又は手形の割引、為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介のいずれかを行う営業と定義するほか、銀行代理業者、所属銀行について、所要の定義規定を設けることとする。（銀行法第2条関係）

#### 2. 業務運営に関する措置

銀行が、その業務に関して講じなければならない措置の例示として、顧客に関する情報の適正な取扱い及びその業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行の確保を加えることとする。（銀行法第12条の2関係）

#### 3. 特定関係者との間の取引等

銀行に不利益を与える取引等の規制対象となる特定関係者に銀行代理業者を加えることとする。（銀行法第13条の2関係）

#### 4. 銀行の業務に係る禁止行為

銀行は、顧客に対し、虚偽のことを告げる行為、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為、当該銀行又は当該銀行の特定関係者等の営む業務に係る取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為等をしてはならないこととする。（銀行法第13条の3関係）

#### 5. 銀行又は銀行持株会社の従属業務子会社の範囲

銀行又は銀行持株会社が子会社とすることができる、その業務に従属する業務を専ら営む会社として、当該銀行又は銀行持株会社及びそれらの子会社以外のこれらに類する者が営む業務のためにその業務を営んでいるものも含めることとする。（銀行法第16条の2、第52条の23関係）

#### 6. 中間営業年度に係る中間貸借対照表等の公告等

銀行又は銀行持株会社は、中間営業年度に係る中間貸借対照表等を作成し、公告しなければならないこととする。（銀行法第20条、第52条の28関係）

#### 7. 中間営業年度に係る説明書類の縦覧等

銀行又は銀行持株会社は、中間営業年度に係る業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類を作成し、公衆の縦覧に供しなければならないこととする。

（銀行法第21条、第52条の29関係）

## 8. 銀行等に係る報告又は資料の提出及び立入検査

内閣総理大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、銀行等（銀行持株会社を含む。以下同じ。）の子法人等及び銀行等から業務の委託を受けた者に対し、銀行等の業務等の状況に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は、職員にその施設に立ち入らせ、質問等をさせることができることとする。

（銀行法第 24 条、第 25 条、第 47 条、第 52 条の 31、第 52 条の 32 関係）

## 9. 銀行代理業制度

### (1) 許可

① 銀行代理業は、内閣総理大臣の許可を受けた者でなければ、営むことができないこととする。

② 銀行代理業者は、所属銀行の委託を受け、又は所属銀行の委託を受けた銀行代理業者の再委託を受ける場合でなければ、銀行代理業を営んではならないこととするほか、あらかじめ、所属銀行の許諾を得た場合でなければ、銀行代理業の再委託をしてはならないこととする。

（銀行法第 52 条の 36 関係）

### (2) 許可の基準

許可の基準は、銀行代理業を遂行するために必要と認められる財産的基礎を有する者であること、人的構成等に照らして、銀行代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること、他に業務を営むことによりその銀行代理業を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められない者であることとするほか、基準に照らし公益上必要があると認めるときは、許可に銀行代理業の業務の内容その他の事項について条件を付し、及びこれを変更することができることとする。

（銀行法第 52 条の 38 関係）

### (3) 業務の範囲

銀行代理業者は、銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けた業務を営むことができるとし、内閣総理大臣は、申請に係る業務を営むことが銀行代理業を適正かつ確実に営むことについて支障を及ぼすおそれがあると認められるときに限り、承認しないことができることとする。

（銀行法第 52 条の 42 関係）

### (4) 分別管理

銀行代理業者は、銀行代理行為に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受けた場合には、自己の固有財産と分別して管理しなければならないこととする。（銀行法第 52 条の 43 関係）

### (5) 顧客に対する説明等

① 銀行代理業者は、銀行代理行為を行うときは、あらかじめ、顧客に対し、所属銀行の商号、代理又は媒介の別等を明らかにしなければならないこととする。

② 銀行代理業者は、預金又は定期積金等に係る契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならないこととする。

③ 銀行代理業者は、銀行代理行為に係る重要な事項の顧客への説明、銀行代理行為に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いその他の健全かつ適切な運営を確保するための措

置を講じなければならないこととする。

(銀行法第 52 条の 44 関係)

(6) 銀行代理業に係る禁止行為

銀行代理業者は、銀行代理業に関して、顧客に対し、虚偽のことを告げる行為、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為、当該銀行代理業者又は当該銀行代理業者の子会社等の営む業務に係る取引を行うことを条件として、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介をする行為等をしてはならないこととする。

(銀行法第 52 条の 45 関係)

(7) 経理

銀行代理業者は、銀行代理業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならないこととするほか、その所属銀行又は当該所属銀行を子会社とする銀行持株会社が作成する説明書類等を営業所等に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならないこととする。

(銀行法第 52 条の 49、第 52 条の 51 関係)

(8) 監督

① 内閣総理大臣は、銀行代理業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、銀行代理業者に対し、業務等の状況に関し報告又は資料の提出を求め、又は、職員にその施設に立ち入らせ、質問等をさせることができることとする。

② 内閣総理大臣は、銀行代理業者の業務等の状況に照らして、銀行代理業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、監督上必要な措置を命ずること、又は、許可の基準に適合しなくなったとき等は、許可の取消し、又は銀行代理業の全部又は一部の停止を命ずることができることとする。

(銀行法第 52 条の 53～第 52 条の 56 関係)

(9) 銀行代理業者に対する指導等

所属銀行は、銀行代理業者が営む銀行代理業に関し、銀行代理業に係る業務の指導その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならないこととする。

(銀行法第 52 条の 58 関係)

(10) 所属銀行等の賠償責任

所属銀行は、銀行代理業者がその銀行代理行為について顧客に加えた損害を賠償する責任を負うこととする。

(銀行法第 52 条の 59 関係)

(11) 適用除外

第 52 条の 36 第 1 項の規定にかかわらず、銀行その他政令で定める金融業を行う者は、銀行代理業を営むことができることとする。

(銀行法第 52 条の 61 関係)

10. その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 長期信用銀行法の一部改正 (第 2 条関係)

銀行法の改正に準じて、銀行代理業制度と同様の長期信用銀行代理業制度の規定の整備を行うとともに、従属業務子会社の範囲の規定の整備等、所要の規定の整備を行うこととする。

### 三 信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法及び協同組合による金融事業に関する法律の一部改正（第3条～第6条関係）

- (1) 信用金庫、労働金庫、信用協同組合及びこれらの連合会について、他の金融機関の業務の代理又は媒介を行えることとするほか、従属業務子会社の範囲の規定の整備、証券業務等を行おうとするときの認可の廃止等、所要の規定の整備を行うこととする。
- (2) 銀行法の改正に準じて、銀行代理業制度と同様の信用金庫代理業制度、労働金庫代理業制度、信用協同組合代理業制度の規定の整備を行うこととする。

### 四 農業協同組合法、水産業協同組合法及び農林中央金庫法の一部改正（第7条～第9条関係）

- (1) 信用事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会、信用事業を行う水産業協同組合並びに農林中央金庫について、他の金融機関の業務の代理又は媒介を行えることとするほか、従属業務子会社の範囲の規定の整備、証券業務等を行おうとするときの認可の廃止等、所要の規定の整備を行うこととする。
- (2) 銀行法の改正に準じて、銀行代理業制度と同様の特定信用事業代理業制度及び農林中央金庫代理業制度の規定の整備を行うこととする。

### 五 預金保険法の一部改正（第10条関係）

- (1) 預金保険機構は、銀行代理業者、長期信用銀行代理業者、信用金庫代理業者、労働金庫代理業者及び信用協同組合代理業者（以下「金融機関代理業者」という。）に対し、その業務の一部を委託できることとする。  
(預金保険法第35条関係)
- (2) 内閣総理大臣、預金保険機構及び金融整理管財人は、その業務を行うため必要があるときは、金融機関代理業者に資料の提出を求めることができる等、所要の規定の整備を行うこととする。  
(預金保険法第37条、第81条、第115条、第136条、第137条関係)

### 六 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正（第11条銀行法関係）

外国銀行支店に対する会社法第822条第1項の規定の適用について、利害関係人に内閣総理大臣を加えることとする。

### 七 その他

#### 1. 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、第11条の規定は公布の日、銀行代理業等の許可の事前申請を可能とする規定は、公布の日から9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

(附則第1条関係)

#### 2. 経過措置等

- (1) 所要の経過措置等を定めることとする。
- (2) 銀行法等の改正に伴い、「漁業用海岸局を開設運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対する水産業協同組合法の適用の特例に関する法律」、「自動車損害賠償保障法」、「登録免許税法」、「住民基本台帳法」、「農水産業協同組合貯金保険法」、「農林中央金庫及び特定農水産

業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」、「社債等の振替に関する法律」、「郵政民営化法」、「郵便局株式会社法」、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、「金融庁設置法」の整備を行うこととする。